



01

低所得者支援給付 および 調整給付 について

物価高騰の負担の軽減を図るために、令和6年度新たな住民税非課税世帯・新たな住民税均等割のみ課税世帯、および定額減税しきれなかった方に対して、給付金を支給します。

スケジュール

01 02 03

申請書送付▶ 7月下旬～

申請受付▶ 10月31日(木)まで

04

申請書送付▶ 9月初旬～

申請受付▶ 11月29日(金)まで

01

R6新たな住民税非課税世帯

対象 令和6年6月3日時点で、うきは市に住民登録があり、新たに住民税非課税者のみで構成される世帯

給付額 10万円 / 世帯

02

R6新たな住民税均等割のみ課税世帯

対象 令和6年6月3日時点で、うきは市に住民登録があり、新たに住民税所得割（定額減税前）が課せられていない者のみで構成される世帯

給付額 10万円 / 世帯

03

こども加算

対象 ①・②交付対象者（同一世帯の18歳以下の児童が対象）

給付額 5万円 / 児童

04

調整給付

対象 定額減税可能額が減税しきれない（減税前税額を上回る）と見込まれる所得税 / 住民税の納税義務者

給付額 上記上回ると見込まれる額

※①②の支給対象外

- 令和5年度住民税非課税世帯支援給付金（7万円）または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（10万円）を受給した世帯（未申請の世帯や受給辞退された世帯も含む）
- 令和6年度住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯

問合せ

① ② ③ ▶ 福祉事務所福祉係

TEL：75-4961

④ ▶ 調整給付コールセンター（税務課内）

TEL：76-9085

